



2023年5月11日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者  
此下 竜矢  
(コード番号 5103 スタンダード市場)  
問合せ先 代表取締役最高執行責任者兼  
最高財務責任者 庄司 友彦  
(TEL. 04-7131-0181)

## Group Lease PCL.に対する会社更生の申立てと 裁判所による不受理決定のお知らせ

当社は、当社グループの持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL（以下GL）より、2023年4月25日、日本の上場企業であるJトラスト株式会社（東証 8508）の子会社であるJ Trust Asia Pte.LTD.（以下、JTA）から、GLに対する会社更生の申立てがなされましたが、裁判所は同申立てを受理しなかったとの報告を受けましたのでお知らせいたします。

JTAは過去2018年1月10日に同じくGLに対して会社更生の申立てを行い、第一審、控訴審および最高裁においても根拠がないとして棄却され、2021年12月に判決は確定しておりました。今回JTAは新たに申立てを行ったものですが、裁判所は申立てを受理せず、かかった経費をJTAに支払うよう命じました。

当社はグループ会社に対する支援を引き続き最大限行い、当社グループの資産の保全及び損害を回復すべく最善の手段を講じてまいります。また公表すべき事項が生じた場合には改めてお知らせいたします。

（以下はGLによるタイ証券取引所（SET）での開示の日本語訳となります。）

（原文URL：<https://grouplease.international/newsroom/0799NWS110520231735250634E.pdf>）

2023年5月11日

件名 当社に対する会社更生の申立ておよび不受理決定に関するお知らせ

宛先 タイ証券取引所 社長

参考 タイ証券取引所社長宛書簡 GL 44/2021（Group Lease Public Company Limitedの事業再生案件に関する最高裁判所からの好意的な結果について）について

Group Lease Public Company Limited（以下「当社」）の会社更生の申立てに関する裁判において、J Trust Asia Pte.Ltd.（以下「JTA」）の上告を根拠がないものとして最高裁で棄却され、当社が破産状態にないと認めたという下級審の判断を確定させた判決に関してお知らせいたします。

JTAは2023年4月25日に会社更生の申立書を提出しました。この申立書は裁判所で審査されましたが、裁判所はこの申立書を受理せず、JTAに対し、発生した費用の支払いを命じました。

より詳しい情報が入手できましたら再びお知らせいたします。

以上、謹んでお知らせします。

此下 竜矢

Deputy Chief Executive Officer